

前 産  
令和8年3月2日

特定創業支援等事業の利用者各位

前橋市長 小 川 晶  
( 公印省略 )

## 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関するご案内

前橋市の特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

( 産業経済部 産業政策課 )

### 記

#### 1 証明書（別紙書式）の申請

- (1) 証明書の申請は、前橋市産業政策課窓口もしくはメールにて行ってください（原則即日発行はできません）。
- (2) 証明書の有効期限は、令和9年3月31日です。なお、創業後の人は税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日と令和9年3月31日を比較していずれか早い日付までとなります。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業には証明書の発行は行いません。

#### 2 会社<sup>※1</sup>設立時の登録免許税の減免

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減<sup>※2</sup>を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。
  - ※1 株式会社又は合同会社を指します。
  - ※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。
- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

#### 3 創業関連保証の特例

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用するこ

とが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

#### 4 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができます。

#### 5 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞について

- (1) 創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金＜創業型＞の申請対象になる。

※補助上限200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日（設立年月日）が公募締め切りから起算して1か年の間であること。

- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、小規模事業者持続化補助金（創業型）を活用することができます。

#### 6 創業関連の各種補助制度等に対する優遇措置（予定）

特定創業支援等事業による支援を受けた者は、本市のスタートアップオフィス支援補助金や業歴1年未満の事業者は経営計画実行補助金を申請する上で、本証明書が必要となります。各制度について詳しくは下記担当までお問い合わせください。

◆特定創業支援等事業に関するお問い合わせ先  
前橋市 産業経済部 産業政策課  
創業支援担当 篠原  
TEL：027-898-6983  
FAX：027-224-1188  
Mail：kougyou@city.maebashi.gunma.jp